

法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度
料金規程

2016年6月

ユーディーアイ確認検査株式会社

(目的)

第1条 この規定は、別に定める「法7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、ユーディーアイ確認検査株式会社(以下「UDI」という。)が、実施する法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、別表1から別表4に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を銀行振込により納入するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

3 UDIと申請者は、別途協議により一括納入その他別の納入方法をとることができるものとする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 当該業務が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(2) その他UDIが必要と認めたとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 申請者の非協力その他UDIの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期になったとき。

(2) 別表1から別表4に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ評価が行えないとUDIが判断したとき。

(評価料金の返還)

第6条 納入された評価料金は返還しないものとする。ただし、UDIの責めに帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

附 則

この規程は、平成28年 4月21日から施行する。

この規定は、平成28年 6月 1日から施行する。

別表 1

非住宅建築物に係る評価料金

(1) 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合の評価料金

(単位：円、税抜金額)

評価対象面積 (㎡)	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
～300 以内	150,000		80,000
300 超～2,000 以下	250,000		130,000
2,000 超～5,000 以下	350,000		180,000
5,000 超～20,000 以下	400,000		200,000
20,000 超～50,000 以下	550,000		300,000
50,000 超～100,000 以下	750,000		400,000

(2) 建築物の用途が (1) に掲げるもの以外の場合の評価料金

(単位：円、税抜金額)

評価対象面積 (㎡)	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
～300 以内	100,000		50,000
300 超～2,000 以下	150,000		80,000
2,000 超～5,000 以下	200,000		100,000
5,000 超～20,000 以下	250,000		150,000
20,000 超～50,000 以下	350,000		200,000
50,000 超～100,000 以下	500,000		250,000

1. 評価対象となる床面積が 100,000 ㎡を超える場合の評価料金は、別途見積りとする。
2. 変更申請料金は、対象となる非住宅建築物の直前の評価を当機関が行っている場合は、1 回の変更につき、上表当初申請料金の 2 分の 1 の額とする。
3. 改修前後の評価を行う場合は、上表 (1) 又は表 (2) の各料金に当該料金の 2 分の 1 の額を加算した料金とする。
4. ここに掲げる評価方法以外が認められた場合の料金は、別途見積りとする。

住宅建築物に係る評価料金

(1) 一戸建ての住宅の評価料金

(単位：円、税抜金額)

単独申請	併願申請
30,000	10,000

- 併願申請は、設計住宅性能評価、低炭素認定技術的審査、長期優良住宅認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査、基準適合認定技術的審査等とし、外皮及び一次エネルギー消費量計算に基づくものとする。
- 変更申請料金は、対象となる住宅の直前の評価を当機関が行っている場合、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。

(2) 共同住宅等の評価料金

1) 住戸のみ： 基準額+住戸単価×評価住戸数 M

(単位：円、税抜金額)

	住戸数	単独申請	併願申請
住戸部分の申請に係る戸数 (住戸)	2～10戸以下	$30,000 + 8,000 \times M$	左記評価料金の2分の1の額とする
	11～30戸以下	$60,000 + 5,000 \times M$	
	31戸以上	$120,000 + 3,000 \times M$	

2) 建築物全体のみ： 基準額+住戸単価×評価住戸数 M+共用部料金

(単位：円、税抜金額)

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住宅部分の全戸数 (住戸)	2～10戸以下	$30,000 + 7,000 \times M$	左記評価料金の2分の1の額とする
	11～30戸以下	$60,000 + 4,000 \times M$	
	31戸以上	$120,000 + 2,000 \times M$	
(共用部分)	床面積	単独申請	併願申請
共用部分の床面積 (共用部)	300㎡以内	30,000	左記評価料金の2分の1の額とする
	300㎡超～1,000㎡以内	50,000	
	1,000㎡超～5,000㎡以内	100,000	
	5000㎡超	150,000	

3) 住戸+建築物全体： 基準額+住戸単価×評価住戸数 M+共用部料金

(単位：円、税抜金額)

(住戸部分)	住戸数	単独申請	併願申請
住宅部分の申請に係る戸数 (住戸)	2～10戸以下	$30,000 + 8,000 \times M$	左記評価料金の2分の1の額とする
	11～30戸以下	$60,000 + 5,000 \times M$	
	31戸以上	$120,000 + 3,000 \times M$	
(共用部分)	床面積	単独申請	併願申請
共用部分の床面積 (共用部)	300㎡以内	30,000	左記評価料金の2分の1の額とする
	300㎡超～1,000㎡以内	50,000	
	1,000㎡超～5,000㎡以内	100,000	
	5000㎡超	150,000	

- 併願申請は、一戸建ての住宅と同じとする。
- 1住戸のみの申請の場合の料金は、一戸建ての住宅の額とする。
- 変更申請料金は、対象となる共同住宅等の直前の評価を当機関が行っている場合は、1回の変更につき、上表申請料金の2分の1の額とする。

別表 3

複合建築物に係る評価料金（評価対象に住宅と非住宅を含む建築物）

(1) 住宅建築物に係る評価料金と非住宅建築物に係る評価料金を合わせた額とする。

別表 4

その他手続きに係る料金

(単位：円、税抜金額)

手続きの種類	申請料金
評価書の再交付	5,000
シール、プレート、及び電子データの交付	別途見積り